

【資料1】特別支援学校の通学支援について

特別支援学校への通学について

児童生徒の自立と社会参加を目標とするため、児童生徒が自力で通学する力を付けることを前提とする

通学方法	通学に係る課題
徒歩・自転車	児童生徒等の心身の発達段階、障がいの状態・特性から1人での通学が困難
公共交通機関	公共交通機関不便

保護者等送迎	遠距離通学による過重な負担 免許・自家用車なし 通勤のため送迎困難
--------	---

登校用のスクールバス運行(校外学習用のスクールバス利用)

【運行の主旨】

- ・児童生徒等の公共交通機関による通学に向けたステップ。
- ・送迎のために過重な負担のかかる保護者の負担軽減を図る。

【利用対象者】

- ・保護者等による送迎が必要な児童生徒等とする。

自立と社会参加を目指すため、通学に当たって公共交通機関を活用するなど、自らの力による通学を目指すことが大切であることから、公共交通機関により通学している児童生徒等は原則として対象外。

※利用希望者が定員を超過した場合は次の点を考慮

- ・通学距離がより遠い者を優先
- ・家庭の事情により通学支援の必要度がより高いと思われる者
- ・障がいの状況等

※医療的ケアの必要な児童生徒等は対象外。

【運行の範囲】

- ・身体的負担を考慮し児童生徒等の乗車時間は原則として1時間以内。

乗車時間1時間の運行範囲には限界あり

スクールバスの運行範囲外の児童生徒等への対応

○保護者が送迎出来ないやむを得ない理由がある場合⇒「その他の方法」とし就学奨励費を支給 福祉タクシーの利用等

■保護者が送迎出来る場合は保護者による送迎 ⇨ 遠距離通学による保護者の過重な負担は解消されないまま

就学奨励費支給(国1/2 県1/2)

対象となる経費の範囲

- 原則として最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費
- ・自転車のパンク修理代、預かり料
 - ・公共交通機関利用に係る交通費
 - ・ガソリン代 等

文部科学省「中教審初等中等教育分科会報告」H24. 7

「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」より
(現状)

通級による指導、特別支援学級、特別支援学校への就学等の特殊事情を踏まえ、障がいのある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品等の必要経費について「特別支援教育就学奨励費」として、各自治体等において給付しており、国はその国庫負担等を行っている。

(参考) H30年度の島根県における通学費(本人分)支給額74,162千円

(課題)

障がいのある子どもが十分な教育を受けられるようにするためには個別的教育的ニーズのある幼児児童生徒に対する自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備していく必要がある。

【資料2】関係機関との連携

